

柏崎あきんど協議会 人材育成事業(自分みがき事業) 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小売・サービス業等にたずさわる経営者、従業員が、自己研鑽の為に参加する研修会に要する受講料の一部を補助することにより、経営資質の向上、販売・接客スキルの向上等を図るため、柏崎あきんど協議会（以下、「以下協議会」という。）が毎年度の予算の範囲以内において人材育成事業（自分みがき事業）補助金を交付するものとし、その実施における必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 小売・サービス業等にたずさわる経営者、従業員が、自己研鑽の為に参加する研修会に要する受講料の一部を補助することにより、経営資質の向上、販売・接客スキルの向上等を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（個人事業者を含む）とし、また、対消費者向けの事業を行なっていること。
- (2) 柏崎あきんど協議会を構成する団体（柏崎商工会議所小売商業部会、サービス部会、柏崎市商工会、各商店街振興組合、各業種組合等（以下「所属団体」という））の加盟事業所で、小売・サービス業等の事業所の経営者及びその従業員であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 所属団体の会費の滞納がないこと。
- (5) 同一の研修会について、国、地方公共団体またはその他の機関から補助金を受けていないこと。

(定義)

第4条 この要綱における、「研修会」とは、経営者、従業員が自己研鑽の為に受講するもので、経営資質の向上、販売・接客スキルの向上、業務に必要な技術・知識等を取得するために行われるものを対象とする。ただし、次に記載するものは除く。

- (1) 営業または業務上必要不可欠な免許・資格取得に係るもの
- (2) 商品、機械設備等の使用方法について、販売店やメーカーが行う有料説明会
- (3) 個店の課題設定および解決のために行われるマンツーマンでの相談、指導（コンサルティング）等
- (4) その他この要綱に不適切な研修会

(補助金の交付)

第5条 補助金は、次に掲げる機関の主催により、当該年度の2月1日から1月末日までの間に、研修会を受講する場合に、予算の範囲内において交付する。ただし、受講料が1人につき5千円未満の場合を除く。

- (1) 柏崎商工会議所、柏崎市商工会
- (2) 中小企業大学校三条校
- (3) 公益財団法人にいがた産業創造機構
- (4) その他会長が認める研修機関

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、研修受講料（食費、交流会費、宿泊費等を除く）の2分の1以内の額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、1研修会3万円を限度とする。1事業年度において、1事業者は合計6万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、原則研修会の受講10日前までに、次の各号に掲げる申請書類を会長宛に提出しなければならない。ただし、例外として会長が認める場合はこの限りではない。

- (1) 人材育成事業（自分みがき事業）補助金交付申請書
- (2) 受講しようとする研修会の概要がわかる資料。ただし、次のいずれもがわかるものとする。

- ア．研修会の内容
- イ．実施機関名
- ウ．主催者または講師の概要
- エ．開催日または時間、回数
- オ．受講料

(3) 研修会へ申し込んだことがわかる書類

(実績報告)

第8条 補助金確定通知のあったものは、研修会受講月の翌月10日あるいは、2月10日のどちらか早い日（休業日の場合は、前営業日）までに、次の各号に掲げる報告書類を会長宛に提出しなければならない。

- (1) 人材育成事業（自分みがき事業）受講報告書兼補助金請求書
- (2) 受講料を支払ったことがわかる書類
- (3) 受講報告書（任意様式）
- (4) その他必要に応じて会長が指定する書類

なお、補助金は、実績報告書兼補助金請求書を審査の上、指定の金融機関に振り込むものとする。

2 リモート研修等、研修に係る資料に限られる場合は受講の実態がわかる資料を書類に添付し、提出するものとする。

(附 則)

この要項は、平成22年9月13日から施行する。

平成26年6月5日一部改定

平成29年6月9日一部改定

令和3年5月11日一部改定

令和5年5月18日一部改定

令和6年5月15日一部改定

令和7年5月15日一部改定